

放射線管理責任者を取ろう！

平成31年3月11日「診療用放射線に係る安全管理体制並びに診療用放射線同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の取り扱いについて」医療法施行規程の一部改正する省令が公布されました。この診療用の放射線安全管理に関する規程は、令和2年4月より施行されます。

ITEMも含めて多くのメーカーで、この規程を前に出して放射線管理ソフトの売り込みを行っています。私も含めて技師長等は気が気ではありませんでした。

令和元年6月2日の全国会長会議で、この規程についても熱い議論が行われました。医療被ばくの線量管理・記録について曖昧な点が多く、多くの施設でも心配する声がありました。日放技の回答では、厚労省と交渉中で7月頃には指針「仮題：診療放射線の安全利用に関するガイドライン」が出る予定です。各会長からは、Q&A等の作成をとの要望が上がりました。

放射線管理責任者は、「医師及び歯科医師、条件付きで放射線技師もなれる」と明記されています。日放技としては、放射線技師アピールのチャンスと考えています。10月13日に東京で医療放射線安全管理者要請講習会を予定していますが、参加者が多ければ14日の追加開催を予定でいます。原則は、1施設1名の参加のようです。受講者には、厚労省からの受講終了証が出される予定です。各施設へ持ち帰り、ぜひ放射線管理責任者になってください。

また、会員の皆さんには、院内への啓発①この法律の説明と理解（技師スタッフ及び病院管理者や事務）②放射線安全管理委員会の設立（既存の院内安全委員会との関係）：ここは安全管理加算に絡んでくることです。監査等では問題になりますので、それぞれの議事録に連携を図っているとの明記が必要になります。

今後は、既存の認定（放射線管理士・放射線機器管理士・被ばく相談員・医療被ばく低減施設）と連携して、医療放射線安全管理責任者として活躍できる技師を養成して行きます。